

港灣法の一部を改正する法律案新旧対照条文

【本則関係】

- 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）……………1

【附則関係】

- 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第四条関係）……………16

○ 港湾法の一部を改正する法律案新旧対照条文  
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2～7（略）            8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域（以下「河川区域」という。）以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全並びに船舶の航行の安全及び待避のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。</p> <p>9・10（略）</p> <p>（特定貨物輸入拠点港湾の指定）            第二条の二 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であつて、主として輸入されるばら積み貨物（以下「輸入ばら積み貨物」という。）の海上運送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭（以下この項及び第五十条の六第二項第三号において「特定貨物取扱埠頭」という。）を有するもののうち、輸入ばら積み貨物の取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該特定貨物取扱埠頭を中核として輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国産業の国際競争力の強化のために特に重要なものを、特定貨物輸入拠点港湾として指定することができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、国土交通省</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2～7（略）            8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域（以下「河川区域」という。）以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。</p> <p>9・10（略）</p>

令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の特定貨物輸入拠点港湾（以下単に「特定貨物輸入拠点港湾」という。）について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定貨物輸入拠点港湾について指定を取り消すものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

（港湾広域防災協議会）

第五十条の四 国土交通大臣、港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾広域防災協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（国際戦略港湾運営効率化協議会）

第五十条の五 国土交通大臣、国際戦略港湾の港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員及び国際戦略港湾の港湾運営会社は、国際戦略港湾（第四十三条の十一第二項の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があつた場合にあつては、当該二以上の国際戦略港湾。以下この条において同じ。）ごとに、当該国際戦略港湾に係る埠頭群の一体的な運営による当該国際戦略港湾の運営の効率化

（国際戦略港湾運営効率化協議会）

第五十条の四 国土交通大臣、国際戦略港湾の港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員及び国際戦略港湾の港湾運営会社は、国際戦略港湾（第四十三条の十一第二項の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があつた場合にあつては、当該二以上の国際戦略港湾。以下この条において同じ。）ごとに、当該国際戦略港湾に係る埠頭群の一体的な運営による当該国際戦略港湾の運営の効率化

に  
関し  
必要  
な協  
議を  
行  
うた  
め、  
国  
際  
戦  
略  
港  
湾  
運  
営  
効  
率  
化  
協  
議  
会  
を  
組  
織  
す  
る  
こ  
と  
が  
で  
き  
る。

2 | 前  
条第  
二項  
から  
第四  
項ま  
での  
規定  
は、  
国  
際  
戦  
略  
港  
湾  
運  
営  
効  
率  
化  
協  
議  
会  
に  
つ  
い  
て  
準  
用  
す  
る。  
こ  
の  
場  
合  
に  
お  
い  
て、  
同  
条  
第  
三  
項  
中「  
第一  
項」  
とあ  
るの  
は「  
次  
条第  
一  
項  
及  
び  
同  
条  
第  
二  
項  
に  
お  
い  
て  
準  
用  
す  
る  
前  
二  
項」  
と読  
み替  
える  
もの  
とす  
る。

(削  
除)

(削  
除)

(特  
定利  
用推  
進計  
画)

第  
五  
十  
条  
の  
六 特  
定貨  
物輸  
入  
拠  
点  
港  
湾  
の  
港  
湾  
管  
理  
者  
（以  
下「  
特定  
港  
湾  
管  
理  
者」  
とい  
う。）  
は、  
当  
該  
特  
定  
貨  
物  
輸  
入  
拠  
点  
港  
湾  
に  
つ  
い  
て、  
輸  
入  
ば  
ら  
積  
み  
貨  
物  
の  
海  
上  
運  
送  
の  
共  
同  
化  
の  
促  
進  
に  
資  
す  
る  
特  
定  
貨  
物  
輸  
入  
拠  
点  
港  
湾  
の  
効  
果  
的  
な  
利  
用  
の  
推  
進  
を  
図  
る  
た  
め  
の  
計  
画  
（以  
下「  
特定  
利  
用  
推  
進  
計  
画」  
とい  
う。）  
を  
作  
成  
す  
る  
こ  
と  
が  
で  
き  
る。

2 | 特  
定利  
用推  
進計  
画に  
お  
い  
て  
は、  
お  
お  
む  
ね  
次  
に  
掲  
げ  
る  
事  
項  
を  
定  
め  
る  
も  
の  
と  
す  
る。

一 | 輸  
入  
ば  
ら  
積  
み  
貨  
物  
の  
海  
上  
運  
送  
の  
共  
同  
化  
の  
促  
進  
に  
資  
す  
る  
特  
定  
貨  
物  
輸  
入  
拠  
点  
港  
湾  
の  
効  
果  
的  
な  
利  
用  
の  
推  
進  
に  
関  
す  
る  
基  
本  
的  
な  
方  
針

二 | 特  
定利  
用推  
進計  
画の  
目  
標

三 | 前  
号の  
目  
標を  
達  
成す  
るた  
めに  
行  
う特  
定貨  
物取  
扱  
埠  
頭  
の  
機  
能  
の  
高  
度  
化  
を  
図  
る  
事  
業  
（次  
項  
及  
び  
第  
五  
十  
条  
の  
八  
第  
一  
項  
に  
お  
い  
て「  
特定  
貨  
物  
取  
扱  
埠  
頭  
機  
能  
高  
度  
化  
事  
業」  
とい  
う。）  
そ  
の  
他  
の  
事  
業  
及  
び  
そ  
の  
実  
施  
主  
体  
に  
関  
す  
る  
事  
項

四 | 輸  
入  
ば  
ら  
積  
み  
貨  
物  
の  
海  
上  
運  
送  
の  
共  
同  
化  
の  
促  
進  
に  
資  
す  
る  
他  
の  
港  
湾  
と  
の  
連  
携  
に  
関  
す  
る  
事  
項

五 | 前  
各  
号  
に  
掲  
げ  
る  
もの  
の  
ほ  
か、  
特  
定  
利  
用  
推  
進  
計  
画  
の  
実  
施  
に  
関  
し  
当  
該

に  
関し  
必要  
な協  
議を  
行  
うた  
め、  
国  
際  
戦  
略  
港  
湾  
運  
営  
効  
率  
化  
協  
議  
会  
（以  
下  
こ  
の  
条  
に  
お  
い  
て「  
協  
議  
会」  
とい  
う。）  
を  
組  
織  
す  
る  
こ  
と  
が  
で  
き  
る。

2 | 協  
議  
会  
は、  
必  
要  
が  
あ  
る  
と  
認  
め  
る  
と  
き  
は、  
そ  
の  
構  
成  
員  
以  
外  
の  
関  
係  
行  
政  
機  
関  
及  
び  
事  
業  
者  
に  
対  
し、  
資  
料  
の  
提  
供、  
意  
見  
の  
表  
明、  
説  
明  
そ  
の  
他  
の  
必  
要  
な  
協  
力  
を  
求  
め  
る  
こ  
と  
が  
で  
き  
る。

3 | 第  
一  
項  
の  
協  
議  
を  
行  
う  
た  
め  
の  
会  
議  
に  
お  
い  
て  
協  
議  
が  
調  
つ  
た  
事  
項  
に  
つ  
い  
て  
は、  
協  
議  
会  
の  
構  
成  
員  
は、  
そ  
の  
協  
議  
の  
結  
果  
を  
尊  
重  
し  
な  
け  
れ  
ば  
な  
ら  
な  
い。

4 | 前  
三  
項  
に  
定  
め  
る  
もの  
の  
ほ  
か、  
協  
議  
会  
の  
運  
営  
に  
関  
し  
必  
要  
な  
事  
項  
は、  
協  
議  
会  
が  
定  
め  
る。

- 特定港湾管理者が必要と認める事項
- 3 | 前項第三号に掲げる事項には、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 | 第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項
- 二 | 第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項
- 三 | 第五十四条の三第七項の規定による貸付けを受けて行う同条第一項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項
- 4 | 特定利用推進計画は、基本方針に適合したものでなければならぬ。
- 5 | 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。
- 6 | 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の他の港湾の港湾管理者に協議しなければならない。
- 7 | 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとする場合において、当該事項に係る第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。
- 一 | 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設
- 二 | その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設
- 8 | 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該事項の内容を公衆の縦覧に供することその他の第五十四条の三第七項の規定による貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 9 | 特定港湾管理者は、特定利用推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、第二項第三号の実施主体

- 及び同項第四号の他の港湾の港湾管理者に、特定利用推進計画を送付しなければならない。
- 10| 国土交通大臣は、前項の規定により特定利用推進計画の送付を受けたときは、特定港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。
- 11| 第五項から前項までの規定は、特定利用推進計画の変更について準用する。
- (特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会)
- 第五十条の七 特定利用推進計画を作成しようとする特定港湾管理者は、特定利用推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2| 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一| 特定利用推進計画を作成しようとする特定港湾管理者
- 二| 特定利用推進計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三| 関係する地方公共団体及び当該特定貨物輸入拠点港湾の利用者、学識経験者その他の当該特定港湾管理者が必要と認める者
- 3| 第一項の規定により協議会を組織する特定港湾管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。
- 4| 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5| 国土交通大臣は、特定利用推進計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 6| 第五十条の四第三項及び第四項の規定は、協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の七第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第五十条の七第一項から第五項まで及び同条第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(港湾区域内の工事等の許可等の特例)

第五十条の八 第五十条の六第三項第一号又は第三号に掲げる事項が定められた特定利用推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可又は第五十四条の第三第二項の認定があつたものとみなす。

2 第五十条の六第三項第二号に掲げる事項が定められた特定利用推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、第三十八条の第二項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。

(共同化促進施設協定の締結等)

第五十条の九 特定利用推進計画に定められた第五十条の六第二項第三号に掲げる事項に係る輸入ばら積み貨物の積卸し、保管又は荷さばきの共同化を促進するために必要な港湾施設として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「共同化促進施設」という。)の施設所有者等(当該共同化促進施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項において同じ。))を有する者をいう。以下同じ。)は、その全員の合意により、当該共同化促進施設の整備又は管理に関する協定を締結することができる。

2 特定利用推進計画に定められた第五十条の六第二項第三号に掲げる事項に係る建設が予定されている共同化促進施設又は建設中の共同化促進施設の施設所有者等となろうとする者(当該共同化促進施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。)は、その全員の合意により、当該共同化促進施設の整備又は管理に関する協定を締結することができる。

3 第一項又は前項に規定する協定(以下「共同化促進施設協定」とい

- う。 ) においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 共同化促進施設協定の目的となる共同化促進施設（以下「協定共同化促進施設」という。）
  - 二 次に掲げる協定共同化促進施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
    - イ 協定共同化促進施設を構成する荷さばき施設、保管施設その他の港湾施設の規模、構造又は用途に関する基準
    - ロ 協定共同化促進施設を構成する荷さばき施設、保管施設その他の港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法
    - ハ その他協定共同化促進施設の整備又は管理に関する事項
  - 三 共同化促進施設協定の有効期間
  - 四 共同化促進施設協定に違反した場合の措置
- 4 共同化促進施設協定は、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。
- (認可の申請に係る共同化促進施設協定の縦覧等)
- 第五十条の十 特定港湾管理者は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該共同化促進施設協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。
- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該共同化促進施設協定について、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。
- (共同化促進施設協定の認可)
- 第五十条の十一 特定港湾管理者は、第五十条の九第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
  - 二 協定共同化促進施設の利用を不当に制限するものでないこと。



三 第五十条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 特定港湾管理者は、第五十条の九第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該共同化促進施設協定を当該特定港湾管理者の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定共同化促進施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定共同化促進施設である旨又は協定共同化促進施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

(共同化促進施設協定の変更)

第五十条の十二 協定共同化促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等は、共同化促進施設協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(共同化促進施設協定の効力)

第五十条の十三 第五十条の十一第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた共同化促進施設協定は、その公告のあつた後において当該協定共同化促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(共同化促進施設協定の廃止)

第五十条の十四 協定共同化促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等は、第五十条の九第四項又は第五十条の十二第一項の認可を受けた共同化促進施設協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 特定港湾管理者は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しな

ればならない。

(借主の地位)

第五十条の十五 共同化促進施設協定に定める事項が協定共同化促進施設の借主の権限に係る場合においては、その共同化促進施設協定については、当該協定共同化促進施設の借主を施設所有者等とみなして、第五十条の九から前条までの規定を適用する。

(国土交通大臣による開発保全航路内の物件の使用等)

第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、開発保全航路の区域のうち、非常災害が発生した場合の船舶の交通を確保するために特に必要があるものとして国土交通省令で定めた区域内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

(緊急確保航路内の禁止行為等)

第五十五条の三の四 何人も、緊急確保航路（非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要があるものとして政令でその区域を定めた航路をいう。以下同じ。）内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置してはならない。

2 緊急確保航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の行為が非常災害が発生した場合における船舶の交通に支障を与えるものであるとき、又は非常災害が発生した場合における沈没物その他の物件の除去に著しく支障を与えるものであ

るときは、許可をしてはならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

5 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、緊急確保航路内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

(損失の補償)

第五十五条の四 国又は港湾管理者は、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の三の二第七項、第五十五条の三の三又は前条第五項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

2 (略)

(港湾区域の定めない港湾)

第五十六条 港湾区域の定めない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した場合において、その水域（開発保全航路及び緊急確保航路の区域を除く。）において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し（公有水面の埋立てによる場合を除く。）、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

第五十六条の二 何人も、前条第一項の規定により公告されている水域（港湾の施設の利用、配置その他の状況により、港湾の利用又は保全上特に必要があると認めて都道府県知事が指定した区域（開発保全航路及び緊急確保航路の区域を除く。）に限る。）内において、みだりに、船舶その他の物件で都道府県知事が指定したものを捨て、又は放

(損失の補償)

第五十五条の四 国又は港湾管理者は、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項又は前条第七項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

2 (略)

(港湾区域の定めない港湾)

第五十六条 港湾区域の定めない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した場合において、その水域（開発保全航路の区域を除く。）において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し（公有水面の埋立てによる場合を除く。）、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

第五十六条の二 何人も、前条第一項の規定により公告されている水域（港湾の施設の利用、配置その他の状況により、港湾の利用又は保全上特に必要があると認めて都道府県知事が指定した区域（開発保全航路の区域を除く。）に限る。）内において、みだりに、船舶その他の物件で都道府県知事が指定したものを捨て、又は放置してはならない

置してはならない。

2 (略)

(港湾の施設に関する技術上の基準等)

第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設（以下「技術基準対象施設」という。）は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2 前項の規定による技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。

3 5 (略)

(登録)

第五十六条の二の三 前条第三項の登録（以下「登録」という。）は、同項に規定する確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二 (略)

三 登録申請者が、前条第三項の規定により確認を受けなければならないこととされる者又は港湾の施設の設計若しくは建設を請け負う者（以下この号及び第五十六条の二の十第二項において「港湾建設等関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 5 (略)

。

2 (略)

(港湾の施設に関する技術上の基準等)

第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設（以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。）は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2 4 (略)

(登録)

第五十六条の二の三 前条第二項の登録（以下「登録」という。）は、同項に規定する確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二 (略)

三 登録申請者が、前条第二項の規定により確認を受けなければならないこととされる者又は港湾の施設の設計若しくは建設を請け負う者（以下この号及び第五十六条の二の十第二項において「港湾建設等関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 5 (略)

3～5 (略)

(手数料の納付)

第五十六条の二十 第五十六条の二の二第三項の確認(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手料を国に納付しなければならない。

2 (略)

(特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等)

第五十六条の二十一 港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの(以下「特定技術基準対象施設」という。)のうち、港湾管理者以外の者(国及び地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項において同じ。)が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基準対象施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣への報告等)

第五十六条の二十二 国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることができ。

3～5 (略)

(手数料の納付)

第五十六条の二十 第五十六条の二の二第二項の確認(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手料を国に納付しなければならない。

2 (略)

(監督処分)

第五十六条の四 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第一号に該当する者(国土交通大臣にあつては同号イ、都道府県知事にあつては同号ロ、港湾管理者にあつては同号ハに掲げる規定に違反した者)又は第二号若しくは第三号に該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設を設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることができ、第二号又は第三号に該当する者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一 次の規定に違反した者

イ 第四十三条の八第一項若しくは第二項又は第五十五条の三の四第一項若しくは第二項

ロ・ハ (略)

二 第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の四第二項又は第五十六条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 詐欺その他不正な手段により第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の四第二項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者

2 9 (略)

(報告徴収等)

第五十六条の五 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の四第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者に対し

(監督処分)

第五十六条の四 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第一号に該当する者(国土交通大臣にあつては同号イ、都道府県知事にあつては同号ロ、港湾管理者にあつては同号ハに掲げる規定に違反した者)又は第二号若しくは第三号に該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設を設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることができ、第二号又は第三号に該当する者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一 次の規定に違反した者

イ 第四十三条の八第一項又は第二項

ロ・ハ (略)

二 第三十七条第一項、第四十三条の八第二項又は第五十六条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 詐欺その他不正な手段により第三十七条第一項、第四十三条の八第二項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者

2 9 (略)

(報告徴収等)

第五十六条の五 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその

必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に關し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行政事件訴訟法等の適用)

第五十九条 (略)

2 第三十八条の二第八項、第四十条の二第一項、第四十一条第一項、第五十六条の二の二十一第二項及び第五十六条の四第一項の命令、第五十八条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使並びに公共団体の管理する公共用土地物件の使用に關する法律第一条の命令に關する行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

3 (略)

(罰則)

第六十一条 (略)

2・3 (略)

職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行政事件訴訟法等の適用)

第五十九条 (略)

2 第三十八条の二第八項、第四十条の二第一項、第四十一条第一項及び第五十六条の四第一項の命令、第五十八条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使並びに公共団体の管理する公共用土地物件の使用に關する法律第一条の命令に關する行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

3 (略)

(罰則)

第六十一条 (略)

2・3 (略)

<p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の四第二項又は第五十六条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 第三十七条の三第一項、第四十三条の八第一項、第五十五条の三の四第一項又は第五十六条の二第一項の規定に違反した者</p> <p>5〜7 (略)</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 第五十六条の五第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>9・10 (略)</p>	<p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十七条第一項、第四十三条の八第二項又は第五十六条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 第三十七条の三第二項、第四十三条の八第一項又は第五十六条の二第一項の規定に違反した者</p> <p>5〜7 (略)</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 第五十六条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>9・10 (略)</p>
--	--



○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇百二十七（略）</p>	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇百二十七（略）</p>	課税標準	税率
	<p>百二十七の二 港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録</p>			<p>百二十七の二 港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録</p>	
	<p>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号） 第五十六条の二の二第三項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>		<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号） 第五十六条の二の二第二項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>
<p>百二十八〇百六十（略）</p>			<p>百二十八〇百六十（略）</p>		